

八王子市公衆街路灯設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会等が実施する公衆街路灯の設置及び整備事業に対し、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町会等が行う公衆街路灯の設置事業を支援するとともに、既存公衆街路灯の整備を推進することにより、防犯及び交通安全施設の充実並びに安全な維持管理に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 町会等 | 町会、自治会その他これらに類する団体をいう。 |
| (2) 公衆街路灯 | 夜間における交通安全及び犯罪防止のために設置される照明灯で、日没時から翌朝日の出時まで引き続き点灯されるものをいう。 |
| (3) 共架柱灯 | 電柱、既存の柱に設置する公衆街路灯をいう。 |
| (4) 独立柱 | 鋼管ポール等、電柱がない場所に設置する柱で、公衆街路灯が付帯している柱をいう。 |
| (5) 独立柱灯 | 独立柱に設置する公衆街路灯をいう。 |
| (6) 新設 | 新たに公衆街路灯を設置することをいう。 |
| (7) 撤去新設 | 既設の公衆街路灯を撤去し、同じ場所又はその周辺に公衆街路灯を設置することをいう。 |
| (8) 取替 | 東電柱・NTT柱及び独立柱に共架されている公衆街路灯で、故障等により正常に点灯しなくなった灯具をLED灯具に取替えることをいう。 |
| (9) LED型 | 発光ダイオードを使用した街路灯をいう。 |
| (10) ランプ交換 | 照明器具はそのまま、器具内の球（ランプ）を交換することをいう。 |

(補助対象の公衆街路灯)

第4条 補助金の対象となる公衆街路灯は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 八王子市公衆街路灯（防犯灯）設置基準第2条及び第3条（第1項第5号を除く）に準じると認められるもの。
- (2) 下記第5条の各号に記載の事業を行うことにより前号の要件を満たす見込みのあるもの。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、町会等が実施する次の各号に該当する公衆街路灯の設置及び整備事業とする。ただし、この要綱の規定以外の制度により補助金等の交付を受けるものを除く。また、既設街路灯の撤去・処分に係る費用を除いた部分を補助対象経費とする。

- (1) 公道又は公道に準ずる道路を照明するもの。
 - (2) 既存街路灯との距離が25メートル以上あるもの。ただし、道路が屈曲、湾曲している場合又は犯罪防止上特に必要と認められる場合はこの限りではない。
 - (3) 個人又は特定商店の宣伝その他の利益に供されるものでないもの。
 - (4) 独立柱の交換、修繕又は撤去を行うもの。
 - (5) 水銀灯からLEDへランプ交換を行うもの。これに伴う補器類の設置も含む。
 - (6) (5)を除き、既設の照明器具を使用していないもの。
- 2 八王子市公衆街路灯(防犯灯)寄附要綱に基づき、公衆街路灯を市に移管する町会等は、公衆街路灯を新設する事業については、補助金対象外とする。ただし、既存灯具の撤去に伴う場合はこの限りではない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額を限度とする。ただし、1本当たりの設置費用が補助基本額に満たない場合は、その額に補助率を乗じた額を補助金額とする(千円未満切り捨て)。

種 別	型 式	補助基本額	補助率	補助限度額
共架柱灯	LED型	42,000円	2/3	28,000円
独立柱灯	LED型	90,000円	2/3	60,000円
水銀灯からLEDへのランプ交換		40,000円	2/3	26,000円
故障等によるLED灯具への取替		42,000円	2/3	28,000円
独立柱の交換、修繕又は撤去		48,000円	2/3	32,000円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、第1号様式による交付申請書に設置位置図及び当該工事請負業者の発行する設置工事見積書を添えて、当該年度終了日の3週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 故障等によるLED灯具への取替をする場合は、故障等をしている灯具の写真を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定通知書)

第8条 市長は、前条の交付申請書の内容を確認し、正当であると認めたときは、第2号様式による交付決定通知書により申請者に通知する。

(内容変更等)

第9条 前条の交付決定を受けた者は、市規則第10条による補助対象事業の内容の変更等により、交付決定額に変更を生じた場合は、第3号様式により市長に申請し、市長の承認を得なければならない。

- 2 前項による承認通知書は、第4号様式とする。

(事業完了届)

第10条 交付決定を受けた者は、交付決定した事業の完了後、支払を終了したときは、速やかに第5号様式による事業完了届に当該工事請負業者の発行する支払領収証(これに準ずるものを含む。)又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の届出確認後に交付するものとする。

(補助金に関する調査等)

第12条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、町会等に対し本補助事業に係る帳簿等を提示又は提出させ、調査することができる。

(手続の省略)

第13条 この補助金の交付手続については、市規則第17条の規定による手続を省略する。

(補助金制度の見直し)

第14条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。